# 介護老人保健施設悠々亭

□ 介護老人保健施設	(大阪府指定第 2753880018 号)

- □指定短期入所療養介護事業
- □指定介護予防短期入所療養介護事業

※当施設は、介護保険の指定を受けて介護老人保健施設と併設する短期入所療養介護事業と 一体的運営を行っています。

# 重 要 事 項 説 明 書

Statement -宣言-

私たちは、その人がその人らしく自分の人生を全うすることを "Warm Heart" "Cool Head" "Beautiful Hands"で支援します

Value -実現のための行動指針-

1. WarmHeart: 人間愛

2. Cool Head:知識と判断

3. Beautiful Hands: 高度な技術

4. Firm Safety: たしかな安全

5. Maximum efficiency:質と効率の両立

# 医療法人 はぁとふる

## 重 要 事 項 説 明 書 (介護老人保健施設 悠々亭 施設サービス)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている介護老人保健施設入所サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。 わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1 介護老人保健施設入所サービスを提供する法人について

法人名称	医療法人はぁとふる		
代表者氏名	理事長 島田永和		
法人所在地	大阪府八尾市美園町2丁目18番1		
(連絡先及び電話番号等)	電話:072-999-0725		
法人設立年月日	昭和 26年 7月 16日		

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する施設について

## (1) 施設の所在地等

施設名称	介護老人保健施設 悠々亭
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2753880018
事業所所在地	大阪府羽曳野市樫山 100 番の 1
連絡先	電話:072-953-1002・FAX:072-953-1911
管理者氏名	施設長 金岡 禧秀

## (2) 介護老人保健施設の目的及び運営の方針

事業の目的	介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビ
	リテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介
	護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日
	常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活
	に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居
	宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や
	通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを
	支援することを目的とした施設です。
	この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定
	めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

## 運営の方針

- 1 社会生活における不安の解消につとめ、病院と住まいとの架け橋となります。
- 2 全人的な観点からの「地域高齢者ヘルスケアシステム」に関与します。
- 3 リハビリテーションにより、身体機能の維持・向上につとめます。
- 4 利用者のQOL (その人らしく解放された生活) の維持・向上への支援を行います。
- 5 介護者に物理的・精神的支援を行い、ケアに関する教育・研修を実施します。
- 6 地域や家族にも開かれた場所となります。

## 3 施設の概要

## (1)構造等

敷 地			
	構	造	鉄筋コンクリート造
建物	述べ床	面積	4222.14 m²
	利用	定員	100名

## (2)居室

居室の種類	室数	面 積 (一人あたりの面積)
従来型個室	52室	12.71 m² (12.71 m²)
2人部屋	2室	23.38 m² (11.69 m²)
4 人部屋	11 室	46.49 m² (11.62 m²)

## (3) 主な設備

設備	室数	面 積 (一人あたりの面積)	備考
食堂	3	208.87 m² (2.09 m²)	
機能訓練室	1	100.00 ㎡(1.00 ㎡)	
浴室	4	100.29 m²	大浴場 1 (特殊浴・リフト浴) 個浴 3
処置室	1	10.26 m²	
談話室	3	50.53 m²	

レクリエーション・ルーム	1	74.79 m²	
洗面	6		
便所	30		

## 4 職員の勤務体制

1 41W S-C 0.0 STUDIO 1-1		常	勤	非常	常勤		事業	
従業者の職種	員数	専従	兼務	専従	兼務	常勤換算後 の人員	者の 指定 基準	保有資格の内容
施設長	1	1	0	0	0	1.0	1	
管理医師・医師	8	1	0	0	7	1.3	1	医師(老健全体通 所含む)
看護職員	14	6	0	7	1	9.3	10	看護師 准看護師
介護職員	33	22	4	7	0	29.9	24	介護福祉士等
機能訓練指導員	13	3	3	3	4	7.1	5	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
介護支援専門員	5	1	4	0	0	1.9	1	介護支援専門員
栄養士	1	1	0	0	0	1.0	1	管理栄養士
支援相談員	5	1	0	2	2	3.2	3	社会福祉士
薬剤師	0	0	0	0	0	0	適 当 数	
事務員	4	1	0	2	1	1.7	適 当 数	

## 5 職員の職務内容

職	職務内容
施設長	施設業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
医師 (管理 者)	利用者の健康管理上の指導及び病状・心身の状態に応じた適切な医療を行います。

看護·介護 職員	利用者の病状・心身の状態に応じ、適切な看護・介護をおこなうとともに医師の指示により利用者の保健衛生に関する業務補佐に従事します。
機能訓練指導員	施設サービス計画に基づき、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、またはその能力減退を阻止するために機能訓練を行います。
管理 栄養士	献立表の作成及び調理施設の管理を行うとともに、利用者の個々に応じた栄養状態の管理を行います。
介護支援 専門員	利用者の相談に応じ、利用者の心身状況等に応じた適切な施設サービス計画を立て、家族及び関係機関との連絡調整をおこないます。
薬剤師	医薬品の検収及び保管・管理を行います
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務・施設設備の維持管理やそ の他庶務に関することを行います。

## 6 提供するサービス提供の流れ、提供するサービスの内容について

#### (1)入所者に対するサービス提供の流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針等については、当施設の計画担当介護支援専門員(介護支援専門員)が入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。ケアプランの作成及び変更は、次の手順で行います。

#### ①総合的なケアプランの作成

介護支援専門員はケアプランの作成に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスなどの利用も含めてケアプランに位置づけるよう努めます。

#### ②課題分析の実施

介護支援専門員はケアプランの作成に当たっては、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、 入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題を把握します。課題の把握に当たっては、入所者およびその家族に対して面談の趣旨を充分に説明し理解を得たうえで面談にて行います。

#### ③ケアプラン(原案)の作成

介護支援専門員は、入所者の希望及びアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の 希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活 全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容(行事、日 課を含む)、留意事項等を記載したケアプランの原案を作成します。

## ④サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

介護支援専門員は、入所者に対するサービス提供にあたる他の担当者を召集して、サービス担当者会議を開催、医師・理学療法士・作業療法士・介護職員・看護職員・管理 栄養士等に対する照会等により、ケアプランの原案の内容について、担当者から専門的 な見地からの意見を求めます。

#### ⑤ケアプラン(原案)の説明および同意

介護支援専門員は、ケアプランの原案の内容について、入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ます。必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得ます。

#### ⑥ケアプランの交付

介護支援専門員はケアプランの作成した際に、遅延なく入所者に交付します。交付したプランは、条例 42 条に基づき、当該計画の完了の日から5年間保存します。

## ⑦ケアプランの実施状況等の把握および評価等

介護支援専門員は、ケアプランの作成後、ケアプランの実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてケアプランの変更を行います。

#### ⑧モニタリングの実施

介護支援専門員はモニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者と の連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによりおこ ないます。(定期的に入所者に面談。定期的にモニタリングの結果を記録)

#### ⑨ケアプランの変更

介護支援専門員は、ケアプランは3ヶ月毎もしくは心身の状態の変化があった場合、 あるいは入所者およびその家族等の要望に応じ、変更の必要がある場合には、入所者お よびその家族等と協議し、同意を得たうえで、施設サービス計画を変更します。 また変更したケアプランを作成した際には、遅延なく入所者に交付します。

## (2)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容				
	1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援				
	助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた施設サ				
	ービス計画を作成します。				
	  2 施設サービス計画の作成に当たっては、その内容につい				
	て利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を				
施設サービス計画の	得ます。				
作成	3 施設サービス計画の内容について、利用者の同意を得た				
	ときは、施設サービス計画書を利用者に交付します				
	4 それぞれの利用者について、施設サービス計画に基づい				
	たサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い				
	ます。				
	(食事時間)				
	朝食 8:00				
A 古	昼食 12:00				
食事	夕食 18:00				
	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事				
	の自立についても適切な援助を行います。				
	医師により週1回定期診察を行います。それ以外でも必要が				
	ある場合についてはいつでも診察を受け付けます。				
医療・看護	ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著し				
	く変化した場合の医療については他の医療機関での治療と				
	なります。				
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により入所者の状況に				
機能訓練	適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努め				
1/1/2, HC D/I /I/A	ます。また施設内での全ての活動が、機能訓練のためのリハ				
	ビリテーション効果を期待したものです。				
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。				
	寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可				
	能です。				
	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の				
排 泄	自立についても適切な援助をおこないます。				
	適時適切なオムツ交換を行います。				

	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
	生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
離床、着替え、整容	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう配慮
等	します。
	シーツ交換は週1回実施します。その他、必要時に実施いた
	します。
	随時行っております。
レクリエーション	内容についても随時、企画し実施しています。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

## (3) 利用料

## | 基本料金

施設サービス費(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

各サービス費の詳細は別添資料1に記載しています。

## Ⅱ 利用料等のお支払い方法

① 利用料、利用者負担額	ァ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及
(介護保険を適用する	びその他の費用の額は施設サービス提供ごとに計算
場合)、その他の費用の	し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
請求方法等	ィ 上記に係る請求書は、利用月の翌月10日に発送します。
	1月、5月は入金確認の都合上、15日頃に発送します。
②利用料、利用者負担額	ァ 請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法により
(介護保険を適用する	お支払い下さい。
場合)、その他の費用の	(ア) 利用者指定口座からの自動振替
支払い方法等	(イ) 現金支払い
	(ウ) 事業者指定口座への振り込み
	ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によ
	らず、領収書を発行いたしますので、必ず保管されま
	すようお願いします。

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、施設サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「はぁとふるグループはびきのキャンパス 非					
71 1733 27.37%	常時・災害対応マニュアル」に則り対応を行います。					
	別途定める「はぁとふるグループはびきのキャンパス 非					
	常時・災害対応マニュアル」に則り、年2回 夜間及び昼間					
	を想定した避難訓練	を行います	0			
避難訓練及び防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等		
	スプリンクラー	有り	火災通報装置	2		
	避難階段	2	連結送水管	3		
	自動火災報知機	2	消火器	31		
	誘導灯・誘導標識	56				
	柏原羽曳野藤井寺消防署への届出日:平成26年 7月1日					
防計画等	防火管理責任者:	望月学				

#### 8 協力医療機関等

入所中の医療の提供について

医療を必要する場合は、入所者またはその家族の希望により、下記の協力医療 機関において、診察や入院治療等を受けることができます。

但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療等を保証するものではありません。また下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。

	病院名	運動器ケア しまだ病院	
	及び	大阪府羽曳野市樫山 100-1	
	所在地	072-953-1001	
協力医療機関	診療科	整形外科・形成外科・リハビリテーション科・	
		麻酔科・ペインクリニック・内科	
	入院設備	88 床	
協力歯科医療機関	病院名	医療法人佳晴会 きたのだ歯科	
	及び	大阪府堺市東区北野田 514-2	
	所在地	072-239-0008	

#### 9 緊急時の対応

- ・ 当施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が 困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門

的機関を紹介します。

・前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、 別途契約書第 18 条に定める入所者および扶養者が指定する者に対し、緊急に 連絡します。

### 10 事故発生時の対応

- (1) 事故防止策・事故発生時の対応
  - ・当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針(マニュアル)を整備しています。また、事故発生防止のための委員会の開催(毎月1回)し、従業者に対する研修を定期的に行っています。
  - ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な 措置を講じます。
  - ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。
  - ・前2項のほか、当施設は別途契約書第18条に定める入所者の家族等入所者または扶養者が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## (2) 損害賠償、再発防止策

当施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社	
保険名	介護保険施設総合補償制度	
保証の概要	賠償事故補償制度、利用者傷害見舞金制度、	
bitcher 2 1500	見舞客・ボランティア傷害見舞金制度	

再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容などを分析し、委員会 で再発防止に務められるよう対応を図ります。

#### 11 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	伊藤 琢二
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、当施設の従業者または養護者(現に養護している家族・ 親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、 速やかに市町村に通報します。

#### 12 身体の拘束等の原則禁止

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、入所者およびその家族に対して、説明し同意を得たうえで、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

①緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入所者または他人の生命・
	身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限ります。
②非代替性	身体拘束以外に、入所者または他人の生命・身体に対して危
	険がおよぶことを防止することができない場合に限りま
	す。
③一時性	入所者または他人の生命・身体に対して危険がおよぶこと
	がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## (1) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「身体拘束等廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、3ヶ月に1回開催し、身体拘束等を実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

- ①身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間、期間、改善方法等を含め、あらかじめ入所者またはその家族に説明して同意をいただきます。
- ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態および時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ③身体拘束解除(改善方法)、期間の見直し等について、委員会で検討し、その 結果等を入所者またはその家族説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を 解除します。

※身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

#### 13 施設の利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上が

りいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

し はこ迷思いん	-/cc & 9 o
	・施設サービスを利用するには要介護認定を受け、要介護状態であ
受給資格の保持	ることが必要です。利用者は必要時に介護認定の更新申請等を行
	い、受給資格を保持する必要があります。
   身上変更の届出	・利用者は、身上に関する重要な事項に変化が生じたときは、速や
为工类人等周围	かに施設管理者または支援相談員にお申し出ください。
	・面会時間は、9時~18時です。
	・玄関窓口にて「面会簿」に必要事項をご記入ください。
来訪・面会	・感染症予防対策の一環として、あらかじめお知らせいたしますが、
	面会を制限したり、お断りする場合もございますので、その際
	はご了承ください。
	・外泊・外出の際には所定の用紙にて、外出先・用件・施設へ帰着
   外出・外泊	する予定時間をお申し出ください。
УКШ УК/П	・当施設の医師の許可により外出・外泊をしていただきますので
	ご留意ください。
	・利用者は健康に留意し、施設で行う健康診断・診療は、特別な理
焼肉 海生の担共	由がない限り、努めて受ける必要があります。
健康・衛生の保持	・利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設
	に協力する必要があります。
	・原則、入所中は、当施設において診療行為を行います。
他の医療機関	但し、必要に応じて、当施設医師の紹介状をもって他の医療機関
への受診	の受診を行う場合があります。また通院は家族にもご協力をお願
	いする場合がございます。
	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さ
居室・設備・	い。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償してい
器具の利用	ただくことがございます。またこれらは許可なく、施設外に持ち
	出すことを禁止します。
n+n	・敷地内、施設内はすべて禁煙となっております。また、泥酔状態
喫煙・飲酒 	になるまでの飲酒は禁止します。
	・騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、改
迷惑行為等 	善されない時には、退所いただくこともございます。
	・各個人にかぎ付きのタンスを備え付けてありますが、当施設では
所持品・現金等	管理できかねますので現金、貴重品等の管理は原則、各時管理を
の管理	していただきます。防犯上、多額な金銭や高額な貴重品等は持ち

	込まないでください。
宗教・政治活動	・施設内で他の入居者に対する宗教・政治活動および賭け事はご遠
賭け事	慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
	・入所者の私物の洗濯は、ご家族で対応をお願いします。
私物の洗濯	・施設に設置している「コイン式洗濯機」をご利用いただくのも可
	能です。(有料)

## 14 秘密の保持と個人情報の保護について

14 秘密の保持と個人情報の保護	
	① 当施設は、利用者の個人情報について「個人
	情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が
	策定した「医療・介護関係事業者における個
	人情報の適切な取り扱いのためのガイドライ
	ン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもの
	とします。
	② 当施設及び施設の使用する者(以下「従業者」
① 利田老及びこの家佐に関する	という。)は、サービス提供をする上で知り得
① 利用者及びその家族に関する	た利用者及びその家族の秘密を正当な理由な
秘密の保持について	く、第三者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス
	提供契約が終了した後においても継続しま
	す。
	④ 当施設は、従業者に、業務上知り得た利用者
	又はその家族の秘密を保持させるため、従業
	者である期間及び従業者でなくなった後にお
	いても、その秘密を保持するべき旨を、従業
	者との雇用契約の内容とします。
	① 当施設は、利用者から予め文書で同意を得な
	い限り、サービス担当者会議等において、利
	用者の個人情報を用いません。また、利用者
	の家族の個人情報についても、予め文書で同
② 個人情報の保護について	意を得ない限り、サービス担当者会議等で利
	用者の家族の個人情報を用いません。
	② 当施設は、利用者及びその家族に関する個人
	情報が含まれる記録物(紙によるものの他、
	電磁的記録を含む。)については、善良な管理
	者の注意をもって管理し、また処分の際にも

	第三者への漏洩を防止するものとします。
3	当施設が管理する情報については、利用者の
	求めに応じてその内容を開示することとし、
	開示の結果、情報の訂正、追加または削除を
	求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利
	用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う
	ものとします。(開示に際して複写料などが必
	要な場合は利用者の負担となります。)

## 15 サービス内容に関する苦情等相談窓口

	窓口責任者 伊藤琢二・大西泰世・伏見友可
	ご利用時間 午前8時45分~午後5時
当施設お客様相談窓口	ご利用方法 電話番号 072-953-1002
	面談場所 当施設3階相談室
	苦情箱 当施設1階受付に設置
【市町村の窓口】	所 在 地 大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1-1
羽曳野市 保健福祉部	電話番号 072-958-1111
	ファックス番号 072-950-2536
高年介護課 	受付時間 平日 午前9時~午後5時30分
	所 在 地 大阪市中央区常磐町 1-3-8
【公的団体の窓口】	中央大通りFNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 06-6949-5418
(国保連)	ファックス番号 06-6949-5417
	受付時間 平日 午前9時~午後5時
	所 在 地 大阪市中央区大手前 3-2-12 別館 6
【公的団体の窓口】	階
大阪府福祉部高齢介護室	電話番号 06-6944-7106
介護事業者課	ファックス番号 06-6944-6670
	受付時間 平日 午前9時~午後6時

## 16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

現在、第三者評価を実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために、当施設では介護相談員の積極的な受入を実施しています。

## 17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月		
-----------------	---	---	--	--

当施設は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

	所	在	地	大阪府羽曳野市樫山 100 番地の 1	
事	法	人	名	 医療法人はぁとふる	
業	代	表者	名	島田 永和	EΠ
者	施	記	名	介護老人保健施設 悠々亭	
	説日	明者氏	; 名		EΠ

この重要事項説明書の内容を上記事業者から説明を受その内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

411 ED +/	住 所		
利用者	氏 名		ÉП
代筆者氏名		続柄(	)
/N.TH. 1	住 所		
代理人	氏 名		ÉП

## 介護老人保健施設 施設サービス費内訳表

サー	- ビス提供	+8 /¥ n+ 88 <del>***</del>	Λ =#±0πIII-b5	ご利用負担額		
	区分	* ·   提供時間帯   介護報酬額   -   -		1割	2割	3割
		要介護1	8,092 円	810 円	1,619 円	2,428 円
		要介護 2	8,863 円	887 円	1,773 円	2,659 円
	個室利用   の場合	要介護3	9,530 円	953 円	1,906 円	2,859 円
左	在宅強化型	要介護 4	10,115 円	1,012 円	2,023 円	3,035 円
宅		要介護 5	10,680 円	1,068 円	2,136 円	3,204 円
化型		要介護 1	8,945 円	895 円	1,789 円	2,684 円
至		要介護 2	9,725 円	973 円	1,945 円	2,918 円
	多床室利用の場合	要介護3	10,413 円	1,042 円	2,083 円	3,124 円
		要介護 4	11,009 円	1,101 円	2,202 円	3,303 円
		要介護 5	11,553 円	1,156 円	2,311 円	3,466 円

\*在宅強化型は要件1~4を満たしており、在宅復帰・在宅療養支援等指標(☆1)の合計が60以上の場合

要件1 a: 退所時指導 退所時に入所者及びその家族等に対して、退所後の療 養上の指導を行っている

> b:退所後の状況確認 入所者の退所後30日以内にその居宅を訪問し、 または指定居宅介護支援事業所から情報提供を受けることにより在 宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、 記録している

要件2 リハビリテーションマネジメントを行っている

要件3 地域に貢献する活動を行っている

要件4 週3回程度以上のリハビリテーションを実施している

## 在宅復帰·在宅療養支援等指標(☆1)

①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0
③入所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上 5	15%未満 0
④退所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上 5	15%未満 0
<ul><li>⑤居宅サービス の実施数</li><li>3 サービス 5</li></ul>	2 サービス (訪問J/ハピJテーションを含) 3	2サービス	0、1サービス0

⑥リハ専門職 の配置割合	5 以上(PT·OT·ST いずれも配置) 5	5 以上	3	3以上	2	3未満	0
⑦支援相談員 の配置割合	3以上 5 (社会福祉士の配置あり)	3以上 3		2 以上	1	2 未満	0
⑧要介護4又は5	の割合	50%以上	5	35%以上	3	35%未満	0
⑨喀痰吸引の実施	割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0
⑩経管栄養の実施	割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 || (1日あたり)

1割:53円 2割:105円 3割:157円 要件1~4を満たし、在宅復帰・在宅療養支援等指標(☆1)の合計が70 以上である場合、上記施設サービス費に加算されます。

\*初期加算(1)(1日あたり)入所後30日間に限る

1割:62円、2割:124円、3割:185円 空床情報を定期的に医療機関と情報共有しており、一般病棟の入院期間が 30日以内で入所された場合

\*初期加算(Ⅱ)(1日あたり)入所後30日間に限る

1割:31円、2割:62円、3割:93円

### (1) 以外の場合

- \*外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて1割:372円、2割:744円、3割:1,116円と居住費・室料をいただきます。もしくは外泊時に当施設からの在宅サービスを利用された場合は1日につき上記施設サービス費に代えて1割:822円、2割1,644円、3割2,465円と居住費・室料をいただきます。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
- \*ご入所者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途 料金をいただきます。
- \*緊急時治療管理(1日あたり)

1割:532円 2割:1,064円 3割:1,596円 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要になる場合において、緊急的 な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合

\*所定疾患施設療養費 | (1日あたり)

1割:246円 2割:491円 3割:737円

厚生労働大臣が定める入所者(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、 心不全が増悪した場合)に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 \*所定疾患施設療養費॥(1日あたり)

1割:493円 2割:986円 3割:1,479円 厚生労働大臣が定める入所者(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、 心不全が増悪した場合)に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 であり、医師が所定の研修を受講している場合

\*かかりつけ医連携薬剤調整加算 | イ(退所時)

1割:144円 2割:288円 3割:432円

- ①医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している
- ②かかりつけ医と連携をとっている場合
- ③入所前に6種類以上の内服薬を処方されている場合
- ④他職種で情報共有を行っている場合
- ⑤退所時または退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行っている場合 \*かかりつけ医連携薬剤調整加算 | ロ(退所時)

1割:72円 2割:144円 3割:216円

- | イの①・④・⑤のいずれも適合していること
- ○入所前に6種類以上の内服薬を処方されている場合
- \*かかりつけ医連携薬剤調整加算||(退所時 | に上乗せ)

1割:247円 2割:493円 3割:740円

| イまたは口に加え、LIFE を活用し厚生労働省へデータを提出している場合 \* かかりつけ医連携薬剤調整加算|||(退所時 | ・||に上乗せ)

1割:103円 2割:206円 3割:309円

Ⅰ・Ⅱに加え、多剤投薬されている対象者のかかりつけ医と共同し、退所時 に1種類以上減薬し報告した場合

\* 夜勤職員配置加算(1日あたり)

1割:25円 2割:50円 3割:74円 夜勤を行う職員の配置条件(厚生労働省が定める要件)を満たす

\*サービス提供体制強化加算 | イ(1日あたり)

1割:23円 2割:45円 3割:68円 介護福祉士の配置条件(厚生労働省が定める要件)を満たす処遇改善加算

を取得し、かつ加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に使用している

\*栄養マネジメント強化加算(1日あたり)

1割:12円 2割:23円 3割:34円

- ○管理栄養士を一定以上配置している場合
- ○低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、食事観察を週3回以上行い、入 所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している場合
- ○低栄養状態のリスクの低い入所者にも食事の変化等を把握し、問題がある場合は早期に対応している場合
- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- \*療養食加算 (1食あたり) 1割:7円 2割:13円 3割:19円
  - ○厚生労働省が定める療養食を提供した場合
  - ○上記食事が必要な方のみ
- \*経口維持加算 | (1月につき)

1割:411円 2割:822円 3割:1,233円 経口維持加算 II (1月につき)

1割:103円 2割:206円 3割:309円 〇経口による食事の摂取を進めるための管理をおこなった場合

\*再入所時栄養連携加算(1回限り)

1割:411円 2割:822円 3割:1,233円 医療機関に入院し栄養管理が必要となった場合に医療機関の管理栄養士と連携し、再入所時の栄養管理の調整を行った場合

\*口腔機能衛生管理加算Ⅰ(1月につき)

1割:93円 2割:185円 3割:278円 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合

\*口腔機能衛生管理加算Ⅱ (1月につき)

1割:113円 2割:226円 3割:339円 Iに加え、LIFEを活用し、厚生労働省へデータを提出している場合

\* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I) (1月につき)

1割:55円 2割:109円 3割:164円

- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- ○口腔衛生管理加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算算定している場合
  - \* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき)

1割:34円 2割:68円 3割:102円

- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- \*短期集中リハビリテーション加算(1)(1日あたり)

1割:265円 2割:530円 3割:795円

- 〇入所時および月1回以上ADL等の評価を行い、厚生労働省へデータを提出している場合
- \*短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)(1日あたり)

1割:206円 2割:411円 3割:617円

- ○過去3ヶ月の間、介護老人保健施設に入所したことがない方
- ○入所後3ヶ月間のみ算定
- \*認知症短期集中リハビリテーション実施加算( | ) (1日あたり)

1割:247円 2割:493円 3割:740円

- ○認知症で対象の方のみ算定
- ○退所後生活する場を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画 書を作成した場合
- \*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (1日あたり)

1割:124円 2割:247円 3割:370円

- ○認知症で対象の方のみ算定
- \*認知症チームケア推進加算(I) (1月につき)

1割:154円 2割:308円 3割:462円

- ①施設における入所者のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 の占める割合が2分の1以上であること
- ②認知症の研修(認知症介護の指導に係る専門的研修または認知症介護に係る専門的な研修およびケアプログラムを含んだ研修)を修了した者を1名以上配置し、複数人の介護職員でのチームを構成 している場合
- ③対象者に対し、評価を計画的に行い、チームケアを実施している場合
- ④認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の定期的な 評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っている場合
- \*認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき)

1割:124円 2割:247円 3割:370円

- ○認知症チームケア推進加算(Ⅰ)の①、③、④を満たしている場合。
- ○認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、複数人 の介護職員でのチームを構成 している場合
- \*認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1日あたり)

1割:206円 2割:411円 3割:617円 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し施設サービス行っ \*入所前後訪問指導加算 |

1割:463円 2割:925円 3割:1,387円

入所前後訪問指導加算 ||

1割:493円 2割:986円 3割:1,479円

○入所前後(入所前30日以内又は入所後7日以内)に入所者の居宅を訪問を早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合

- \*退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
  - ① 試行的退所時指導加算

1割:411円 2割:822円 3割:1,233円

- ○試行的な退所時に療養上の指導を行った場合
- ○試行的退所を行った月から3月の間に限り1月に1回の算定
- ② 退所時情報提供加算(1)

1割:514円 2割:1,027円 3割:1,541円 ○居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して、入所者 の同意を得て入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行っ た場合

#### 退所時情報提供加算(Ⅱ)

1割:257円 2割:514円 3割:771円

- ○医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して、入所者 の同意を得て入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行っ た場合
- ③ 入退所前連携加算 |

1割:617円 2割:1,233円 3割:1,849円 イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後に利用を希望する 指定居 宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅 サービス等の利用方針を定めた場合

ロ 退所後居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て入所者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービスに関する調整を行った場合

入退所前連携加算 ||

1割:411円 2割:822円 3割:1,233円 1の口を行った場合

#### ④ 訪問看護指示加算

1割:309円 2割:617円 3割:925円 退所時に介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護等の利用 が必要であると認め、指定訪問看護等に対して、入所者の同意を得て訪問 看護指示書を交付した場合

⑤ 退所時栄養情報連携加算

1割:72円 2割:144円 3割:216円

- ○特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が診断した 入所者
- ○介護老人保健施設の管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養 管理に関する情報を提供した場合

#### \*ターミナルケア加算

医師の診断による対象者について、ターミナルケアを提供した場合

○対象日以前31日~45日

1割:74円 2割:148円 3割:222円

○対象日以前4日~30日

1割:165円 2割:329円 3割:493円

○対象日の前日及び前々日

1割:935円 2割:1,869円 3割:2,804円

○対象日

1割:1,952円 2割:3,903円 3割:5,854円

\* 排せつ支援加算 | (1月につき)

1割:11円 2割:21円 3割:31円

- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- 〇排泄障害等のため、排泄に介護を要する対象者に対し、支援計画を作成し た場合
- ○3 月に1回支援計画を見直した場合
- \* 排せつ支援加算 II (1月につき)

1割:16円 2割:31円 3割:47円

(1)に加え、排せつの状態が一部改善している場合

\* 排せつ支援加算Ⅲ(1月につき)

1割:21円 2割:41円 3割:62円

## (1) に加え、排せつの状態が改善している場合

\*褥瘡マネジメント加算 | (1月につき)

1割: 3円 2割: 6円 3割: 9円

- ○入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価をし、褥瘡ケア計画を作成 した場合
- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- \* 褥瘡マネジメント加算 II (1月につき)

1割:14円 2割:27円 3割:40円

- ○入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価をし、褥瘡ケア計画を作成した場合
- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- ○褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない 場合
- \*自立支援促進加算(1月につき)

1割:309円 2割:617円 3割:925円

- ○医師が医学的評価を行っている場合
- OLIFE を活用し、厚生労働省へデータを提出している場合
- \*科学的介護推進体制加算 | (1月につき)

1割:41円 2割:82円 3割:123円

LIFE を活用し、厚生労働省へデータ(基本的な情報)を提出している場合 \*科学的介護推進体制加算 II (1月につき)

1割:62円 2割:124円 3割:185円

LIFE を活用し、厚生労働省へデータ(基本的な情報+疾病・服薬情報)を提出している場合

\*安全対策体制加算(入所時に1回)

1割:21円 2割:41円 3割:62円

安全対策体制(厚生労働省が定める要件)を満たす場合

\*高齢者施設等感染対策向上加算( | ) 月1回

1割:11円 2割:21円 3割:31円

協力医療機関と連携し、1年に1回以上研修または訓練に参加している場合 \*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)月1回

1割:6円 2割:11円 3割:16円

医療機関から3年に1回実地指導を受けている場合

\*協力医療機関関連加算(Ⅰ)月1回

1割:103円 2割:206円 3割:309円

〇入所者等の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応 を行う体制を常時確保している

- ○施設からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している
- ○入所者等の病状が急変した場合等において入院を要すると認められた 場合入院を原則として受け入れる体制を確保している
- \*協力医療機関関連加算(Ⅱ)月1回

1割:6円 2割:11円 3割:16円

協力医療機関との間で入所者等の同意を得て病歴等の情報共有をする会 議を定期的に開催している場合

\*生産性向上推進体制加算( | )月1回

1割:103円 2割:206円 3割:309円

見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果のデータを提出している場合

\*生産性向上推進体制加算(Ⅱ)月1回

1割:11円 2割:21円 3割:31円

委員会を開催している場合

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果のデータを提出している場合

\*新興感染症等施設療養費(月1回、連続する5日を限度)

1割:247円 2割:493円 3割:740円

新興感染症の発生時等に対応できる体制を構築し、協力医療機関と連携する

\*介護職員等処遇改善加算(I)(2024年6月から算定)

介護職員の賃金の改善等を実施している場合

職場環境等要件について複数の取組を行っている場合

所定単位数の75/1000の1割または2割または3割

#### \*償還払い

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、施設に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、上記に係る料金の全額をお支払いただきます。その際、サービス提供証明書及び領収書を発行します。このサービス提供証明書及び領収書はのちに利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

|| その他の利用料

(1日当たり) 1.700円 ① 食費

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載され ている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費 (療養室の利用費)

(1日当たり)

・従来型個室

1,728円

· 多床室

437円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載さ れている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

\* 上記①「食費」および②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第 1段階から3段階まで)の入所者の自己負担額については、下記の通りです。

\*

	<u></u> ж	利用する療養室のタイプ		
	食 費	従来型個室	多床室	
利用者負担第1段階	300円	)円		
利用者負担第2段階	390円	550円		
利用者負担第3段階①	650円	1 270 -	430円	
利用者負担第3段階②	1, 360円	1, 370円		

③ 入所者が選定する特別な療養室料(1日あたり)(税込)

個室

トイレ無し 1,650円

トイレ付き 2,200円

トイレ付き 3.300円

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室をご利 用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

## ④日用品費(1日あたり)

200円

石鹸、シャンプー、ボディシャンプー、タオル、おしぼり等の費用であり、 施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費(1日あたり)

100円

レクリエーション等で使用する、折り紙、色画用紙、ビーズ、プラスチック 版、紙粘土等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお 支払いいただきます。

(6) 理美容代(理美容をご利用の場合)(税込)

カット 2,000円 顔そり 500円 パーマ(カット代込み) 5,800円 ヘアマニキュア 3,800円

- ① 行事費(その都度実費をいただきます) 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された 場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 洗濯代(税込)洗濯(洗い~脱水)100円乾燥(30分)100円基本的にはご家族にてお洗濯をお願いしておりますが、施設のコインランドリーをご利用頂くことも可能です。
- ⑨ テレビ代(税込) 日額 220円 施設で準備しているテレビをお部屋に設置し、ご利用頂く場合にお支払い いただきます。
- ⑩ 個人的に使用する機器に係る電気代(税込) 電気毛布・冷蔵庫等個人的に機器を使用される場合にお支払いいただきます。 1器具に付き1日 10円
  - ① インフルエンザ接種料(その都度実費をいただきます。)
  - ② 各文書料(税込)

下記文書の発行をご希望される場合にお支払い頂きます。

入所証明書(施設様式)2,200円領収書控表(施設様式)22円入所記録(カルテ情報)22円健康・身体状態の照会3,300円死亡診断書5,500円死亡処置11,000円浴衣3,300円

※ご利用料金は端数計算により若干誤差が出る場合がございます。